平成２３年（フ）第３４２９号
東京都江戸川区松江１丁目７－３－313
債務者　清田　謙一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８号
青森市勝田１丁目11番16号　メゾン123―201
債務者　千葉　和也
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
青森県北津軽郡板柳町大字野中字亀田123番地８
債務者　植田　辰昭
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字折戸51番地32
債務者　スナックリラックスこと　佐々木典子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
大阪市城東区今福東１丁目10番14―1024号
債務者　松本千佳子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６５号
大阪府枚方市桜丘町39番５―205号
債務者　福田　　綾（旧姓椿・今村）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１５号
大阪府八尾市刑部４丁目177番地
債務者　山本　里香（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８号
愛知県刈谷市板倉町１丁目14番地１　ひまわりハイツ302号
債務者　熊谷　敏明
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
東京都小金井市貫井北町３丁目６番４号ヴィラコモード小金井105
債務者　菅原　平生
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４号
静岡県浜松市南区三島町1672番地　サンホームみしま201号
債務者　伊藤　大地
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
静岡県浜松市中区領家３丁目26番26号　イーグルハイツ領家203
債務者　室　真由美（旧姓小髙）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２１９３１号
神奈川県川崎市宮前区有馬６丁目12－４
破産者　松村　町子（旧姓上中別府）
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９３２号
千葉県富里市七栄52―29
破産者　石橋　　浩
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９５８号
東京都世田谷区給田５丁目12―13―101
破産者　吉田　　基
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９７３号
東京都豊島区上池袋１丁目17―10―301
破産者　平山　　基
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８５号
東京都府中市日新町３丁目22　レオパレスＢＯＵＧＡＫＵ－Ａ－103
破産者　山下　泰之
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部